

第28回浦安市民まつり

出店者募集要項（キッチンカー）

【開催日：令和8年4月25日（土）・26日（日）】

【募集条件】食品衛生法に基づく、営業許可を有している者に限ります。

【募集店舗数】15店舗程度（1店舗1台）

【応募期限】令和8年2月15日（日）まで【※必着】

【応募方法】ちば電子申請サービス（下記URL参照）からお申し込みください。
お申し込み後、申込時に入力したメールアドレスに申込完了通知が
配信されますので、必ずご確認ください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54032

※インターネットでの申し込みができない方は、下記までお問い合わせください。

【出店可否の連絡】：令和8年2月下旬頃までにメールにて通知します。

※出店候補者が多数の場合は、令和8年1月1日現在において、「浦安キッチンカー連絡協議会」に所属の方を優先的に出店者と認め、その他の枠を抽選で決定します。なお、抽選方法については、事務局による代行抽選を非公開で実施するため、あらかじめご了承の上、お申込みください。

○ 問い合わせ先

浦安市民まつり実行委員会事務局（商工観光課内）

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

TEL：047-712-6297

E-mail：shoukoukankou@city.urayasu.lg.jp

1 イベント概要（予定）

- (1) 名称 第28回浦安市民まつり
- (2) 目的 ふるさと浦安への意識の高揚を図り、商工・観光振興による地域経済の活性化を推進するものです。
- (3) 日時 令和8年4月25日（土）・26日（日） 午前10時から午後4時まで
※雨天決行、荒天中止
- (4) 場所 浦安公園、幹線4号、市役所、文化会館、中央図書館、郷土博物館、境川、青少年館、消防本部
- (5) 共催 浦安市民まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）、浦安市
- (6) 内容
- ア 特設ステージ・パフォーマンス公演（20組/日）
 - イ 飲食・物販出店（テント出店）（75店舗/日）
 - ウ キッチンカー出店（15店舗/日）
 - エ 文化会館イベント
 - オ こどもがつくるまち
 - カ 浦安市創業応援ブース
 - キ はたらくくるまコーナー
 - ク 献血エリア
- ※詳細については、以下のURLをご参照ください。

[URL:https://www.city.ureyasu.lg.jp/kanko/event/1041612.html](https://www.city.ureyasu.lg.jp/kanko/event/1041612.html)

(7) 参考（同時開催事業）

- ア 第50回浦安植木まつり（みどり公園課）
- イ 境川みんなのかわまち春（道路整備課）
- ウ 消防広場（消防本部）
- エ 浦安アートプロジェクト「浦安藝大」（生涯学習課）
- オ リサイクル資料の配布・ものづくり体験（中央図書館）
- カ ゲームにチャレンジ！（青少年館）

(8) 来場見込人数 延べ約6万人（2日間）

※いずれも令和8年1月15日現在のものであり、予告なく変更する場合があります。

2 募集店舗数

15台程度（1店舗1台）※1店舗あたりの使用（許可）面積は10m²以内

※出店の可否については、実行委員会にて出店資格などの審査を行い、審査後の出店候補者が多数の場合は、事務局による代行抽選を非公開で実施するため、あらかじめご了承の上、お申込みください。

3 出店料

出店料は、実行委員会が指定した口座へ令和8年4月13日（月）までに振り込みにてお支払いいただきます。なお、振込手数料は、出店者の負担となります。

（1）出店料（出店区画の養生復旧を含みます。）

- ア 市内事業者（市内在住・市内に事業所を有する者）：25,000円／2日間
イ その他事業者 : 30,000円／2日間

※出店料についてはすべて税込みです。

なお、浦安市民まつり実行委員会は、適格請求書発行事業者の登録がないため、適格請求書を発行できません。 予めご了承ください。

（2）出店料の返還

実行委員会は、やむを得ない事情により本イベントを2日間とも中止とする判断をした場合のみ、出店者に納入済みの出店料の返還を行うものとします。その他、本イベントの中止に際して出店で生じた費用については出店者の負担とし、実行委員会は賠償その他の責を負わないものとします。この場合、材料費、人件費、売上など一切の損失については、補てんあるいは保証はしません。

4 出店資格と条件

（1）出店資格

食品衛生法に基づく営業許可を有している者に限ります。また、千葉県暴力団排除条例ならびに浦安市暴力団排除条例に抵触しないことを確認するため、実行委員会にて出店資格の適正審査を行います。

なお、確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合もあります。

（2）出店条件

以下の条件を守れない場合、出店を認めない場合があります。

- ア 食品衛生法に基づく営業許可を有しているもの
イ 食品衛生責任者またはそれに代わる資格（調理師、栄養士）を有しているもの
ウ 保健所が定める適正な衛生管理と加工（調理等）及び適正な表示の貼付ができる、販売品を衛生的に取り扱えるもの
エ 電力、給排水設備を搭載し、適切に車検を受けている車両を有しているもの
オ 実行委員会が指定する区画（場所）の出店に同意できるもの
カ 会場に配置するキッチンカーの車両総重量が5t未満のもの
(移動のために、けん引車が必要となる車両は、出店できません。)
キ 別添誓約書（様式第2号）に同意できるもの
ク テントでの飲食・物販等と重複での申し込みを行わないもの（別途募集）

- ヶ 販売終了後、原状回復（出店前と同じ状態に戻す）が行えるもの
- コ 最終対応客（午後4時時点まで最後尾に並んでいる客まで）を厳守できるもの
- サ 本イベント終了後に実行委員会が行うアンケート調査に協力できるもの
- シ 第28回浦安市民まつりは、飲酒運転根絶宣言のイベントであることから、酒類を提供する出店者は、以下の宣言内容を実践してください。

宣　　言

当店は、生命の尊さと交通事故の悲惨さを深く認識し、「交通安全県しば」の実現のため、危険極まりない飲酒運転の根絶を目指し、次のことを実践することを宣言します。

- 一、道路交通法規を遵守し、飲酒運転は絶対にしない。
- 一、利用客の交通手段を確認する。
- 一、飲酒運転を行うおそれのある利用客に対して車両や酒類を提供しない。
- 一、飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報する。
- 一、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち続け、社会から飲酒運転が根絶されるよう、取組を継続する。

（3）出店制限

以下のいずれかに該当する者は出店できません。

- ア 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）、暴力団または暴力団員等と密接な関係を有する者
- ウ 会場内で政治的活動、選挙運動、宗教活動を行うおそれがある者

（4）販売期間

- ア イベント期間中2日間の出店とする。

（1日出店の場合も2日分の出店料を徴収します。）

- イ 出店時間：午前10時から午後4時（時間厳守）

- ウ 最終対応客：午後4時時点まで最後尾に並んでいる客まで

※イベント終了後の午後4時以降にならないと撤収作業はできません。

※交通規制の解除に影響を及ぼすこととなるため、厳守してください。

例年、実行委員会の指示に従わない店舗が散見されています。今後のイベント開催に支障をきたすことから、次回以降の出店を認めない場合がありますので厳守してください。

5 販売可能物品と条件

（1）販売可能物品

- ア 販売する食材は、安全が認められている食材を使用してください。
(調理営業・販売営業で保健所より許可を得ているもの)
- イ 酒類の販売の際には、飲酒運転根絶宣言に則り、利用客の交通手段を確認し、飲酒運転を行うおそれのある利用客に対して酒類を提供しない等の徹底をお願いします。
- ウ 未開封の状態で酒類の販売をする場合には、酒類の販売業免許などのほかに税務署への届け出（期限付酒類小売業免許）が必要になるなど制限があります。許可が必要な場合は、許可が下りるまで時間がかかりますので、早めに税務署へお問い合わせください。

松戸税務署 酒類指導官 TEL : 047-363-1171 (代表)

- エ 紙コップ等に注ぐ形式で飲料（酒類を含む）の販売をする場合には、保健所へ手続きが必要です。提供する形態により異なりますので保健所へお問い合わせください。

市川健康福祉センター（市川保健所）生活衛生課 [TEL:047-377-1103](tel:047-377-1103)

- オ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないでください。
- カ 出店者は販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこととします。
- キ 申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止します。

（2）販売禁止品目

- ア 消費期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの
- イ 無許可で製造あるいは調理した食品
- ウ その他、実行委員会が不適当と判断した飲食物及び物品の販売・持ち込み

（3）店舗等で調理した食料品をイベント会場で販売する場合

市内の店舗等（食品衛生法に基づく営業許可を取得していること）にて調理した飲食物を包装に入れ適正な表示を貼付して、そのまま開封せずに本イベント会場へ運搬し、当該許可を得ている責任者の監督下において販売する場合については、食品衛生法に基づく営業許可を取得する必要はありませんが、取り扱おうとする食品の販売の可否について、あらかじめ保健所にご確認をお願いいたします。また、調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、食品表示法（以下参照）に基づき、名称、期限表示、製造者、販売者、アレルゲン等を必ず表示してください。

（参考）食品表示法【表示例】国内製造された菓子

名称	焼菓子
原材料名	大豆（カナダ）、バター、牛乳、砂糖、卵黄（卵を含む）
添加物	香料、レシチン（大豆由来）
内容量	1本
賞味期限	○○○○年○○月○○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください。
販売者	○○商事株式会社 千葉県○○市○○1-1
製造者	有限会社○○食品 千葉県○○郡○○町○○2-123

栄養成分表示 1本 (25g) 当たり	
熱量	116kcal
たんぱく質	5g
脂質	8g
炭水化物	7g
食塩相当量	0.1g

※「はじめての食品表示（千葉県）」から抜粋

栄養成分表示については省略できる場合があります。

詳細については、以下の保健所にお問い合わせください。

市川健康福祉センター（市川保健所）生活衛生課 [TEL:047-377-1103](tel:047-377-1103)

（4）調理作業について（食中毒にはくれぐれもご注意ください。）

- ア 食品取扱者が車内で、手指洗浄消毒ができるように給水タンク及び排水タンク、液体石鹼、アルコール消毒薬、ペーパータオルを設置し、手洗いを励行してください。※ノロウイルスの殺菌・消毒には次亜塩素酸ナトリウムを使用してください。（アルコールは効果がありません）
- イ 清潔な身だしなみをお願いします。（清潔な服装、爪切り、頭髪を清潔に整える、帽子・マスクの着用など）
- ウ 体調の悪い人（下痢、腹痛、嘔吐、かぜ）や手指に創傷のある人は、絶対に調理作業に従事しないでください。
- エ 調理前やトイレ、喫煙の後は必ず手洗い、消毒を行うようにしてください。
- オ 調理担当者は、嘔吐処理をしないでください。（ノロウイルスが原因である場合、調理を通してウイルスを拡散することにつながるため）
- カ 食品衛生法に基づく営業許可を取得している事業者は、ペットボトル等の飲料を紙コップなどに注いで販売することができます。
また未開封の缶、パック、ペットボトルなどの販売もできますが、酒類販売については免許が必要となります。
- キ 調理作業及び食品や機材の保管は、必ず車内で食品を汚染しないように行つ

- てください。
- ク 屋外からの汚染を防止するため、扉や窓等を開放しないでください。また、商品提供窓口についても提供時や来場者の行列が発生した場合以外は、開放しないでください。

6 出店に際しての注意事項

（1）車両と搬入搬出

- ア キッチンカーの搬入搬出については、実行委員会の指定する日時や交通ルール等を順守し、安全に行ってください。また、会場内に台車で搬入等を行う場合は、極力、芝生に入らないよう配慮してください。
- イ 車両移動時以外はエンジンを停止させてください。また、会場内に配置するキッチンカーとは別に搬入用等の車両については、指定された場所（各店舗毎に臨時駐車スペース1台分を用意します）に駐車してください。その際、フロントガラスの見える位置に駐車証の掲出をすることとし、駐車証の掲出がない車両の駐車は認めません。なお、駐車証は、出店決定後に配付します。

出店者用臨時駐車場：浦安市立東野小学校 校庭

（〒279-0042 千葉県浦安市東野1-7-3）

- ウ 搬入搬出に必要な台車などの貸し出しはありませんので、出店者各自でご用意ください。
- エ 搬入した物品の管理は各出店者の責任で行ってください。万が一火災などによる滅失や盗難などの被害にあった場合、実行委員会はその責を一切負いません。
- オ 出店及び食品販売行為等に関して発生した事故・苦情については、出店者において責任を負っていただきます。万一に備え、賠償責任保険等に加入することもご検討ください。

（2）ごみ処理と清掃

「イベントごみ減量ガイドライン」により、ごみの減量等に協力してください。
(URL) <https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/gomi/seido/1000426.html>

- ア 出店者は出店者の責務で出店スペースにごみ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）を処理してください。また、購入者に対してごみ箱への廃棄をお願いしてください。
- イ 各出店者はごみ袋を用意し、ごみは必ず持ち帰ってください。会場内に設置したごみ箱へ出店者がごみを投入することは禁止です。
- ウ 会場内の水栓での水洗い及び排水は厳禁です。油などを会場内の排水溝や側溝、植栽に流さないでください。
- エ 調理スペースには、段ボールやビニールシートを敷いて、油やソースなどが

- 地面に染み込まないようにしてください。
オ 本イベント終了後（午後4時以降）は、速やかに清掃を行ってください。

7 出店許可申請

（1）応募方法

ちば電子申請サービス（下記URL参照）からお申し込みください。

お申し込み後、申込時に入力したメールアドレスに申込完了通知が配信されますので、必ずご確認ください。

URL : https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54032

※インターネットでの申し込みができない方は、最終ページ記載の問い合わせ先までご連絡ください。

（2）提出書類（※ちば電子申請サービスの場合は紙での提出は不要です）

ア	キッチンカー出店申請書（第1号様式）	1部
イ	誓約書（第2号様式）	1部
ウ	出店計画書（第3号様式）	1部
エ	食品衛生法に基づく営業許可一式の写し	1部
オ	食品衛生責任者証（またはそれに代わる資格証明書）の写し	1部
カ	キッチンカーとして使用する車両の車検証の写し	1部
キ	キッチンカーとして使用する車両の写真	数枚
ク	消火器、店内全体及び店内の火気の周囲がわかる写真	1部

（3）提出先

浦安市民まつり実行委員会事務局（商工観光課内）
〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

（4）募集期限

令和8年2月15日（日）まで（必着）

8 出店可否の連絡

出店可否のお知らせについては、令和8年2月下旬頃までに、メールにて通知します。

9 その他留意事項

- （1）本イベントは、令和8年度当初予算の成立によって開催が決定します。
（2）荒天、その他の影響により、予告なく本イベントの中止や規模縮小など内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

- (3) 飲食出店の申請において、食中毒予防の観点から保健所による改善指導を受け場合があります。また、イベント当日に市川保健所職員の視察により、改善指導を受ける場合があるため、ご対応いただきますようお願ひいたします。
- (4) 火気器具等を使用する場合は、必ず消火器（粉末ABC消火器10型）をご用意ください。イベント当日に消防職員が視察を行います。
- (5) つり銭は出店者各自でご用意ください。
- (6) 風雨・西日などの気象対策は、各出店者が行ってください。
- (7) 指定した区画範囲を越えた営業・宣伝活動は行わないでください。また、店舗外の街路灯などへの貼り紙や、スピーカー等を利用してのBGMや呼び込み等は、他の出店者や来場者の迷惑になることから、行わないでください。
- (8) イベントの円滑な運営と来場者の安全確保のため、混雑時の店舗への行列の整理などにご協力ください。
- (9) 各種マスメディアに撮影されたものが新聞、テレビなどで公開される可能性があります。また、主催者による記録写真に参加時の活動及び肖像が残り、今後の市民まつりの広報活動での印刷物やホームページなどに使用される場合がありますので、代表者は従業員にこれらの内容について事前説明を行い、同意を得てください。
- (10) 浦安市都市公園条例及び関係法令を遵守してください。
- (11) 本要項に定めのない事項は、実行委員会の指示に従ってください。

10 出店の取り消し・退去

本募集要項を守らない出店者がある場合には、即時出店停止、次年度以降の出店停止処分とする場合があり、出店料の返却も行いません。ご了承ください。

11 問い合わせ先

浦安市民まつり実行委員会事務局（商工観光課内）

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

TEL：047-712-6297

E-mail:shoukoukankou@city.urayasu.lg.jp